

次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）実施要領

令和 3 年 4 月 1 日
3 林 第 1 6 6 号
最終改正 令和 8 年 7 月 14 日
3 林 第 4 4 7 号

（趣旨）

第 1 豊かな森を育てる府民税及び森林環境譲与税関係事業補助金交付要綱（平成 28 年京都府告示第 335 号。以下「交付要綱」という。）別表の 1 の 2 に規定する次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）（以下「本事業」という。）を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は、交付要綱、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより事業を実施するものとする。

（事業の対象地）

第 2 交付要綱の別表の 1 の 2 の補助対象経費欄の知事が定める土地は、未立木地、水田跡地等であって、今後、森林として利用される土地とする。

（事業の内容等）

第 3 本事業の事業種目、事業内容、補助対象経費、補助額の算出方法及び事業主体は別表 1 のとおりとする。

（事業の対象となる規模等）

第 4 本事業の効果をより発揮させるため、別表 1 の 1 の項に規定する人工造林等（公共型）（以下「公共型」という。）については、京都府森林整備補助金交付要綱（平成 14 年京都府告示第 643 号。以下「森林整備交付要綱」という。）に基づき実施する森林整備事業（以下「森林整備事業」という。）と併せて実施するものとし、また、同表の 2 の項に規定する人工造林（非公共型）（以下「非公共型」という。）については、林業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱（昭和 56 年 10 月 21 日 6 林第 2085 号）の別表 1 の低コスト再造林対策（以下「低コスト再造林対策」という。）と併せて実施するものとする。

2 別表 1 の 1 の項並びに 2 の項事業内容欄の 1 に規定する植栽（人工造林）（以下「植栽」という。）及び 1 の項事業内容欄の 3 に規定する下刈り（以下「下刈り」という。）については、1 施行地（原則として接続する区域とする。以下同じ。）当たりの面積が 0.1 ヘクタール以上のものを対象とする。

3 別表 1 の 1 の項並びに 2 の項事業内容欄の 2 に規定する鳥獣害防止施設設置（以下「鳥獣害防止施設設置」という。）については、森林整備事業又は低コスト再造林対策

による植栽木のための施設であって、森林整備事業による人工造林又は低コスト再造林対策と一体的に実施するものとし、原則として同一年度内に実施するもののみを対象とする。

- 4 下刈りについては、本事業により植栽した植栽木のために行うもののみを対象とする。
- 5 別表1の3の項事業内容欄に規定する防護柵の修繕（以下「防護柵の修繕」という。）については、本事業により設置した防護柵であって、定期的に点検が行われている防護柵の修繕のみを対象とする。
- 6 本事業の事業内容ごとの施行基準は、別表2のとおりとする。

（事業実施計画の協議）

第5 事業主体は、交付要綱第3条に規定する実施計画の協議は、別記第1号様式により事業実施計画書を作成し、知事が別に定める期日までに、当該計画の対象となる実施箇所を所管する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては、京都府京都林務事務所の長。以下「振興局長等」という。）に提出して行うものとする。

（事業実施計画の協議結果の通知）

第6 知事は、第5の規定による実施計画の協議結果を事業主体に対し通知するものとする。

（事業内容の変更）

第7 事業主体は、第5の規定により協議した事業計画を変更する場合は、変更の理由が発生した後速やかに別記第2号様式により変更計画書を振興局長等に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、植栽、鳥獣害防止施設設置及び下刈りについては、事業計画量（面積、本数、延長）の3割以内の減並びに指導監督の有無及び社会保険料等の適用の有無の変更とし、防護柵の修繕については、次の各号のいずれにも該当しない場合とする。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業実施箇所の変更
 - (3) 事業の廃止又は中止

（補助金の交付申請及び実績報告）

第8 交付要綱第4条第2項に規定する補助金の交付の申請は、別記第3号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は正本1部を振興局長等に提出するものとする。

- 2 公共型に係る交付申請書の提出は、森林整備事業による人工造林、鳥獣害防止施設等整備又は下刈りの補助金の交付申請と同時に行うものとし、また、非公共型に係る交付

申請書の提出は、低コスト再造林対策の補助金の実績報告と同時に行うものとする。

- 3 事業主体は、植栽の交付申請を行う場合は、別記第4号様式による誓約書1部を振興局長等に提出しなければならない。
- 4 申請の単位等の取扱いについては、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「森林環境保全実施要領の運用」という。）第13の規定に準ずるものとする。
- 5 交付申請書における添付書類は、森林整備事業実施要領（平成15年1月7日付け5森第104号）第5の2の（1）の規定を準用する。なお、花粉症対策苗木の植栽（人工造林）を実施する場合は森林整備事業実施要領第5の2の（1）の表のうち、その他のキの（ア）の書類を添付する。ただし、森林整備事業又は低コスト再造林対策による補助を受けようとして添付する書類により、本事業の実施内容が確認できる場合は、本事業において添付を省略できるものとする。
- 6 事業主体は、補助金の交付申請及び受領については、第三者に委任することができるものとする。なお、申請者が補助金の交付申請及び受領を事業主体から委任されている場合、当該申請者（以下「代理申請者」という。）は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とし、交付申請に当たっては、補助金の交付申請及び受領に係る委任状を添付するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

- 第9 振興局長等は、補助金の交付申請があった場合、速やかにしゅん工検査及び補助金の査定を行うものとし、別に定めるしゅん工検査調書及び補助調書を作成するものとする。
- 2 知事は、前項のしゅん工検査の結果、事業が適正に完了していると認めるときは、前項の調書に基づき、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行い、申請者に通知するとともに遅滞なく補助金を交付するものとする。
- 3 植栽、鳥獣害防止施設設置及び下刈りにおける補助金の交付決定は、森林整備事業又は低コスト再造林対策による補助金の額の確定があった箇所に限り行うものとする。
- 4 振興局長等は、補助金の額を確定した場合は、速やかにその内容を農林水産部長に報告するものとする。
- 5 申請者が補助金の交付申請及び受領を事業主体から委任されている場合は、補助金の交付決定及び額の確定通知並びに交付については、代理申請者を通じて行うものとし、代理申請者は補助金を受領した場合には、森林整備事業実施要領第8の2の（2）から（5）の規定を準用し、事業主体等への補助金の交付その他の処理を行うものとする。

（補助金の返還）

- 第10 補助金の交付を受けた者は、森林整備交付要綱第6条第1項、第4項及び第5項の規定に該当する事実が生じたとき、又は林業成長産業化促進対策事業実施要領の運用について（平成28年7月8日付け8林第416号）の9に違反した等により低コスト再造林対策の補助金相当額を返還するときは、本事業についても補助金相当額を返還しな

ければならない。

(その他)

第 11 この事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるほか、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 15 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 14 日から施行する。

別 表 1

事業種目	事業内容	補助対象経費	補助額の算出方法	事業主体
1 人工造林等 (公共型)	1 植栽 (人工造林)	健全な森林の造成を目的として行う植栽（地ごしらえを含む）に要する経費	補助金の額は、森林整備事業実施要領第6の1の(1)で定める標準経費に同第6の3で定める査定係数の100分の1を乗じたものに100分の15を乗じて求めるものとする。 補助金額 ＝標準経費 ×査定係数/100 ×15/100	次のいずれかに該当する者 (1) 市町村 (2) 森林所有者 (3) 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会（以下「森林組合等」という。） (4) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号の規定による特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人等」という。） (5) 森林法施行令第11条第8号の規定による森林所有者の団体（以下「森林所有者の団体」という。） (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画の認定を受けた者」という。） (7) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により知事が公表した民間事業者（以下「選定経営体」という。）
	2 鳥獣害防止施設設置	本事業により植栽した樹木の保全を目的として行う野生鳥獣による被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設の設置に要する経費		
	3 下刈り	本事業により植栽した樹木の保育を目的として行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費		

2 人工造林 (非公共型)	1 植栽 (人工造林)	事業種目欄の1の事業 内容欄の1に準ずる。	補助金の額は、知事が別に定める定額単価のうち地ごしらえ及び植栽に係る経費に間接費相当額を加え、事業実施面積を乗じた額（「以下「植裁定額経費」という。」）と、地ごしらえ及び植栽の実施に要した経費（以下「植栽実行経費」という。）を比較し、次により求めるものとする。 (1) 植裁定額経費が植栽実行経費以下の場合 植裁定額経費に2を乗じたものに100分の15を乗じる。 ただし、植裁定額経費と植栽実行経費の差額を上限とする。 (2) 植裁定額経費が植栽実行経費を超える場合 補助金を交付しない。	次のいずれかに該当する者 (1) 市町村 (2) 選定経営体
--------------------------	------------------------	----------------------------------	--	---

	2 鳥獣害防止 施設設置	事業種目欄の1の事業 内容欄の2に準ずる。	補助金の額は、知事が別に定める定額単価に事業実施量に乗じた額（「以下「鳥獣定額経費」という。」）と、事業の実施に要した経費（以下「鳥獣実行経費」という。）を比較し、次により求めるものとする。 (1) 鳥獣定額経費が鳥獣実行経費以下の場合 鳥獣定額経費に2を乗じたものに100分の15を乗じる。 ただし、鳥獣定額経費と鳥獣実行経費の差額を上限とする。 (2) 鳥獣定額経費が鳥獣実行経費を超える場合 補助金を交付しない。	
3 鳥獣害防止施設 の修繕	1 防 護 柵 の 修 繕	本事業により設置した鳥獣害防止施設のうち、防護柵の修繕に要する経費	補助金の額は、知事が別に定める単価に事業実施量に乗じたものに2分の1を乗じて求めるものとする。 ただし、修繕に係る間接費は補助対象外とする。	1の項及び2の項事業主体欄に規定する事業主体

別表 2

1 人工造林の基準植栽本数

樹 種	基準植栽本数（1ヘクタール当たり）
スギ、ヒノキ	2,000本以上
アカマツ、クロマツ、 その他針葉樹、クヌギ、 コナラ、その他広葉樹	1,500本以上

2 鳥獣害防止施設設置

鳥獣害防止施設は、野生鳥獣による被害の発生が予想される箇所に次の基準により設置するものとし、森林整備事業で定める標準単価の積算基礎と同等以上の施工とすること。また、設置後は、事業効果が十分発揮されるよう事後管理を徹底すること。

区 分	基 準
防護柵	(1) 防護柵本体 ・使用するネットは、幅1.8m以上でメッシュは10cm以下のものとし、ステンレス線入り又はステンレス線入りと同等の強度を有するものであること。 ・支柱（立木を活用する場合は立木）の間隔は、5m以下とし、防護柵全体が自立するように施行すること。 ・シカ等の飛び越えによる侵入を抑制するため、ネットのたるみが生じないように施行し、使用するネット幅と同等程度の高さを確保すること。 ・ネットと地面の設置点は、アンカー等でしっかりと固定し、シカ等の潜り込みによる侵入を抑制すること。 (2) スカートネット（設置する場合） ・使用するネットは、幅1.35m以上でメッシュは10cm以下のものとする。 ・現地の状況に応じ、地上から50～100cm高さと防護柵本体と固定すること。 ・ネットと地面の設置点は、アンカー等でしっかりと固定し、シカ等の潜り込みによる侵入を抑制すること。
忌避剤	・原則、植栽木の全数に散布することとし、薬剤の希釈倍

	率、使用量等は使用薬剤に係るメーカー仕様書によること。
食害防止チューブ (ネット)	・原則、植栽木の全数に設置するものとする。

3 下刈り

原則として全面刈払い（年1回）により雑草木を除去する。

4 防護柵の修繕

年3回程度、防護柵の点検をすることとし、機能が回復するよう適切に修繕する。

別記第1号様式（第5関係）

年 月 日

京都府知事 様

(住所)
(法人名)
氏名（代表者名）

年度次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）
実施計画の協議について

次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）実施要領第5の規定により、
下記のとおり実施計画について協議します。

記

1 施業箇所及び内容

(1) 人工造林（ 型）

事業主体（計画作成者）	
事業箇所	

計 画 内 容					
樹 種	品 種	形 態	面 積 (ha)	植栽本数 (本)	植栽時期 (春植・秋植)
造林種類	地ごしらえの 方法	査定係数	指導監督 の有無	社会保険料等 の適用の有無	

(注1) 「型」欄には、公共型又は非公共型のいずれかを記載する。((2) においても同様。)

(注2) 「品種」欄には、普通苗、花粉症対策品種のうち、無花粉、少花粉、低花粉又はこれらと同程度のものとして都道府県が認めたもの(ローカル品種)の別若しくは特定母樹由来を記載する。

(注3) 「形態」欄には、裸苗、コンテナ苗又はその他の別を記載する。

(注4) 「造林種類」欄には、再造林、拡大造林又は被害地造林のいずれかを記載する。

(注5) 「地拵えの方法」欄には、刈払い機又は機械地拵えのいずれかを記載する。

(注6) 「査定係数」欄には、公共型の補助額の算出に適用する査定係数を記載する。

(注7) 「指導監督の有無」欄には、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施される場合に「有」それ以外は「無」と記載する。

(注8) 「社会保険料等の適用の有無」欄には、公共型の補助額の算出に適用する社会保険料等の加算率が0%の場合は「無」、それ以外は「有」と記載する。

※注6～注8は非公共型の場合は記載を要しない。(2)、(3)においても同様。

(2) 鳥獣害防止施設設置 (型)

事業主体 (計画作成者)	
事業箇所	

計 画 内 容				
防護柵、忌避剤、食害防止チューブ (ネット)	規 格	数 量 (m, ha, 本)	防護される植栽木の樹種	防護される森林の面積 (ha)
査定係数	指導監督の有無	社会保険料等の適用の有無		

(注9) 「規格」欄には、防護柵の場合は支柱の有無、スカートネットの有無を、忌避剤の場合は薬剤名を、食害防止チューブ (ネット) の場合は高さを記載する。

(注10) (1) の注6～注8を参照すること。

(3) 下刈り

事業主体（計画作成者）	
事業箇所	

森林の現況		計 画 内 容			
樹 種	林 齢	面 積 (ha)	査定係数	指導監督の有 無	社会保険料等 の適用の有無

(注 11) (1) の注 6～注 8 を参照すること。

(4) 防護柵の修繕

事業主体（計画作成者）	
事業箇所	
防護柵設置年度	
設置時の防護柵総延長 (m)	
点検予定日	1 回目： 年 月 日
	2 回目： 年 月 日
	3 回目： 年 月 日

2 事業実施箇所位置図、計画図

別添のとおり

※過年度に植栽した樹木の保育のために下刈りを実施する場合にあっては、事業箇所の植栽木の植栽に当たり補助を受けた本事業の補助金の額の確定通知の写しを添付すること

※防護柵の修繕を行う場合にあっては、本事業の補助を受けて過年度に防護柵を設置したことが確認できる本事業の補助金の額の確定通知の写し及び防護柵設置時（植栽時）の測量平面図の写しを添付すること。

第2号様式（第7関係）

年 月 日

京都府知事 様

事業主体
(計画作成者)

年度次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）
実施計画書の変更について

年 月 日付けで承認のあった実施計画について、次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）実施要領第7の規定により、下記のとおり変更したので提出します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

3 事業実施箇所位置図、計画図（※防護柵の修繕の場合は、測量平面図を追加）
別添のとおり

※3は、実施箇所に変更がある場合のみ

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所
氏名

次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）補助金交付申請書

年度において、上記事業を実施しましたので、豊かな森を育てる府民税及び森林環境譲与税関係事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 非公共型については、実行経費が確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(1) 事業実施報告書

申請番号	事業主体 (森林所有者) (作業従事者)	事業箇所	森林経営計画等 認定番号

人工造林（ 型）

事業主体（計画作成者）	
事業箇所	

実 施 内 容					
樹 種	品 種	形 態	面 積 (ha)	植栽本数 (本)	植栽時期 (春植・秋植)
造林種類	地ごしらえの 方法	査定係数	指導監督 の有無	社会保険料等 の適用の有無	

（注１）「型」欄には、公共型又は非公共型のいずれかを記載する。（（２）においても同様。）

（注２）「品種」欄には、普通苗、花粉症対策品種のうち、無花粉、少花粉、低花粉又はこれらと同程度のものとして都道府県が認めたもの（ローカル品種）の別若しくは特定母樹由来を記載する。

（注３）「形態」欄には、裸苗、コンテナ苗又はその他の別を記載する。

（注４）「造林種類」欄には、再造林、拡大造林又は被害地造林のいずれかを記載する。

（注５）「地ごしらえの方法」欄には、刈払い機又は機械地ごしらえのいずれかを記載する。

（注６）「査定係数」欄には、公共型の補助額の算出に適用する査定係数を記載する。

（注７）「指導監督の有無」欄には、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施される場合に「有」それ以外は「無」と記載する。

（注８）「社会保険料等の適用の有無」欄には、公共型の補助額の算出に適用する社会保険料等の加算率が０％の場合は「無」、それ以外は「有」と記載する。

※注６～注８は非公共型の場合は記載を要しない。（２）、（３）においても同様。

鳥獣害防止施設設置（ 型）

事業主体（計画作成者）	
事業箇所	

実 施 内 容				
防護柵、忌避剤、食害防止チューブ（ネット）	規 格	数 量 (m, ha, 本)	防護される植栽木の樹種	防護される森林の面積 (ha)
査定係数	指導監督の有無	社会保険料等の適用の有無		

- (注 9) 「規格」欄には、防護柵の場合は支柱の有無、スカートネットの有無を、忌避剤の場合は薬剤名を、食害防止チューブ（ネット）の場合は高さを記載する。
- (注 10) 「人工造林」の注 6～注 8 を参照すること。

下刈り

事業主体（計画作成者）	
事業箇所	

森林の現況		実 施 内 容			
樹 種	林 齢	面 積 (ha)	査定係数	指導監督の有無	社会保険料等の適用の有無

- (注 11) 「人工造林」の注 6～注 8 を参照すること。

防護柵の修繕

事業主体（計画作成者）	
事業箇所	

修繕の有無	修繕延長 (m)	点検日
		年 月 日

- (注 12) 「修繕の有無」の欄が「有」の場合は、知事が別に定める実施状況報告書を添付すること。

第4号様式の1（第8関係）（事業主体が森林所有者と異なる場合）

次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）実施に関する誓約書

京都府知事〇〇〇に対し、△△△（事業主体）及び◇◇◇（森林所有者）は、次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）の実施に当たり下記のとおり誓約します。

記

（事業の実施及び完了後の行為）

第1 本事業について、次の各号に関する事項を遵守する。

- （1）植栽木の育成に必要な保育及び保護を行う。
- （2）植栽（人工造林）に附帯して鳥獣害防止施設設置を行う場合、設置した施設等の善良な管理者の注意をもって管理に努める。
- （3）事業完了後、府が事業効果の確認を目的とした調査のため、森林内への立ち入りを申し入れたときは協力する。
- （4）事業を実施した箇所について、植栽（補植を除く）又は下刈り完了年度の翌年度から起算して10年間、次の行為を行わない。
 - ア 森林以外の用途への転用
 - イ 植栽木の皆伐
- （5）（4）の誓約期間（以下「誓約期間」という。）終了後も、引き続き5年間は植栽木の維持に努めるとともに、森林以外の用途への転用を行わないよう努める。

（補助金の返還）

第2 本事業により植栽又は下刈りが行われた森林について、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合を除き、次の各号に該当する場合は補助金の全部又は一部を返還する。

- （1）この誓約書に記載された第1の事項が履行されない場合
- （2）適正な保育、管理が行われない等の理由により成林の見込みがないと認められる場合であって、府から補植等の措置について指示を受けたが、その指示に従わない場合
- （3）事業実施に係る期間の森林経営計画について、森林法第16条の規定により認定の取消しを受けた場合
- （4）虚偽の報告を行った場合

（承継）

第3 誓約期間において、売買や相続等により事業を実施した土地の所有権等につき承

継があったときは、承継を受けた者は誓約内容を承継するものとする。

- 2 誓約期間中に事業を実施した土地に賃借権、地上権の使用収益に係る権利を設定するときは、当該権利者は本誓約に係る事業者と同等の義務を負うものとする。

年 月 日

京都府知事 様

(事業主体)	住 所	
	氏 名	⑩

(森林所有者)	住 所	
	氏 名	⑩

第4号様式の2（第8関係）（事業主体が森林所有者と同じ場合）

次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）実施に関する誓約書

京都府知事〇〇〇に対し、△△△（事業主体及び森林所有者）は、次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）の実施に当たり下記のとおり誓約します。

記

（事業の実施及び事業完了後の行為）

第1 本事業について、次の各号に関する事項を遵守する。

- （1）植栽木の育成に必要な保育及び保護を行う。
- （2）植栽（人工造林）に附帯して鳥獣害防止施設設置を行う場合、設置した施設等の善良な管理者の注意をもって管理に努める。
- （3）事業完了後、府が事業効果の確認を目的とした調査のため、森林内への立ち入りを申し入れたときは、協力する。
- （4）事業を実施した箇所について、植栽（補植を除く）及び下刈り完了年度の翌年度から起算して10年間、次の行為を行わない。
 - ア 森林以外の用途への転用
 - イ 植栽木の皆伐
- （5）（4）の誓約期間（以下「誓約期間」という。）終了後も、引き続き5年間は植栽木の維持に努めるとともに、森林以外の用途への転用を行わないよう努める。

（補助金の返還）

第2 本事業により植栽又は下刈りが行われた森林について、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合を除き、次の各号に該当する場合は補助金の全部又は一部を返還する。

- （1）この誓約書に記載された第1の事項が履行されない場合
- （2）適正な保育、管理が行われない等の理由により成林の見込みがないと認められる場合であって、府から補植等の措置について指示を受けたが、その指示に従わない場合
- （3）事業実施に係る期間の森林経営計画について、森林法第16条の規定により認定の取消しを受けた場合
- （4）虚偽の報告を行った場合

（承継）

第3 誓約期間において、売買や相続等により事業を実施した土地の所有権等につき承継があったときは、承継を受けた者は誓約内容を承継するものとする。

2 誓約期間中に事業を実施した土地に賃借権、地上権の使用収益に係る権利を設定
するときは、当該権利者は本誓約に係る事業者と同等の義務を負うものとする。

年 月 日

京都府知事 様

住 所
氏 名

㊞